

第5回 広告規制に関する検討委員会 会議録

実施日：2019年6月9日(日) 12:30～14:30

実施場所：柔道整復師センター4F オープンエリア

出席者：11名【本多最高顧問、早津会長、荻原副会長、清水常任理事、一村理事、木下会員、中村会員、川島会員、沖田参事、澤田部長、森】

協議事項1 『接骨院・整骨院の看板モデル試案について』

＜委員からの意見＞

- 患者に分かり易く、接骨院を利用しやすい看板を目指す。看板のデザインは個人のセンスもある為、委員会では掲載項目について協議を行う。URL、メールアドレス、FAX等も掲載内容に含めるかを検討する。外国人の患者向けに日本語以外の言語掲載はどう考えるべきか？
- 「接骨」「整骨」の部分は各々に人格が存在する為、今は統一を図る事は検討すべきではない。実務的に通用する看板モデルを作成したい。
- 労災や生活保護もぜひ掲載項目としたい。
- 5傷を看板に掲載する際は、「健康保険療養費の対象となります」と一文加えた方がわかりやすい。また、受領委任契約を取り交わしている事も掲載出来れば尚良い。
- 診療日は文章で掲載するよりも表を設けて診療日に「●」が入る形式の方がわかりやすく良いと思う。
- 5傷以外の掲載事項をどうするか？「挫傷」よりも「筋挫傷」の方が患者には通じる。「挫傷(肉離れ)」という表示もある。
- 保険適用以外の自由診療の部分の広告についても検討したい。徒手整復が使用できる傷病とは何があるのか？
- 術後の筋拘縮の解消、運動器系の機能回復、運動療法等がある。それ以外の事項は「その他ご相談下さい」という表記にまとめてみては？

【次回までに委員各位の課題⇒事務局への提出期限：8月15日(木)】

1. 看板モデルへ掲載すべき項目の検討、提出
⇒現場で実施している施術をどう世間に伝えるかを念頭に置く事
2. 掲示する看板のサイズについて

協議事項2 『JB独自の広告に関するガイドライン作成について』

＜委員からの意見＞

- ガイドラインでは、広告の目的について謳う。広告とは誰の為に、何の為にあるのか？
- 柔道整復師の業務の可視化、患者にわかりやすく伝える事である。集客は結果であり、

どのような目的で掲載するのかを見誤らないようにする。

- 委員会内で正式なガイドラインを作成次第、厚労省へ提出を実施する。
- ガイドラインでは整体術の禁止を記載する。

<ガイドライン可視化事項(案)>

- (1) 目的事項
- (2) 専門分野の明確化(患者に安心感を与える為の)
- (3) 予約・往診について(往診は対応可・不可の内容も検討)
- (4) 医科等の他の専門機関との連携
- (5) 怪我の予防、治療相談について
- (6) 女性スタッフの採用について
- (7) 料金(表)の明確化
- (8) 名札掲載の義務化
- (9) 風邪等を患う患者への対応について
- (10) 施術時間の明示について
- (11) 領収書・治療計画書の発行
- (12) 時間外治療について(患者との慣れ合い治療の禁止)
- (13) 倫理要綱の掲載
- (14) HP 内での院内施術の動画公開について
- (15) 相談窓口の作成

【次回までに委員各位の課題⇒事務局への提出期限：8月15日(木)】

3. ガイドライン可視化項目を各委員独自の内容を検討し、まとめる事。

その他

- 第6回委員会開催日→2019年9月1日(日)12:30~14:30 会場は後日連絡。
- 3点の課題を8月15日までに事務局へ提出する事。委員からの提出物をまとめて次回委員会にて協議を実施。
- 広告委員と看板調査委員から情報提供のあった2件の整骨院をHPにて情報収集する。今後設置予定の「広告是正委員会」で取り上げる予定とする。該当の2件の整骨院には抗議文を作成、送付を行う。

以上